

○国土交通省告示第五百七十二号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）第九條第八項及び第二十条第八項の規定に基づき、国土交通大臣が別に定める費用を次のように定める。

令和二年四月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第九條第八項及び第二十条第八項に規定する国土交通大臣が別に定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 人件費
- 二 旅費交通費
- 三 事務費
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める費用

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。